



[本文へ](#)
[English](#)
[文字拡大・読み上げ](#)
[利用者別に調べる](#)
[サイトマップ](#)

[ホーム](#)

[税の情報・手続・用紙](#)

[刊行物等](#)

[法令等](#)

[お知らせ](#)

[国税庁等について](#)

[ホーム](#) / [刊行物等](#) / [パンフレット・手引](#) / 地方法人税の税率の改正のお知らせ

## 地方法人税の税率の改正のお知らせ

平成28年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）」により、地方法人税の税率が改正されました。改正後の税率については、同年11月28日に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）」により、令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度から適用することとされました。

### 改正の概要

地方法人課税の偏在是正のため、法人住民税法人税割の税率を5.9%引き下げる（都道府県分を3.2%から1%の2.2%、市町村分を9.7%から6%の3.7%、それぞれ引き下げる）とともに、地方法人税の税率を5.9%（引下げ分相当）引き上げることとされました。

改正前後の地方法人税の税率

課税事業年度	地方法人税の税率
令和元年10月1日前に開始した課税事業年度	4.4%
令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度	10.3%

### 確定申告について

地方法人税確定申告書については、法人税確定申告書と一つの様式にしていますので、法人税申告書別表一から別表一の三までの各様式を使用してください。

なお、平成31年4月1日以後終了課税事業年度分の申告書様式は、改正前後に対応させるために「4.4%」と「10.3%」の両方の税率を記載していますので、使用する税率にご注意下さい。

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) / [刊行物等](#) / [パンフレット・手引](#) / 地方法人税の税率の改正のお知らせ

#### 税の情報・手続・用紙

- 税について調べる
- 申告手続・用紙
- 納税・納税証明書手続
- 税理士に関する情報
- お酒に関する情報
- 税の学習コーナー

#### 法令等

- 税法（e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク）
- 法令解釈通達
- その他法令解釈に関する情報
- 事務運営指針
- 国税庁告示
- 文書回答事例
- 質疑応答事例

#### 国税庁等について

- 国税庁の概要
- 組織（国税局・税務署等）
- 採用情報
- 国税庁の実績評価
- 審議会・研究会等
- 情報公開

#### 刊行物等

- パンフレット・手引

#### 利用者別情報

- 個人の方

令和 年 月 日 税務署長殿
納税地 (フリガナ) 電話( )
法人名 (フリガナ)
法人番号
代表者記名押印
代表者住所
青色申告 一連番号
整理番号
事業年度(至)
売上金額
申告年月日
送附日押印 確認印 庁指定 局指定 指導等 区分
申告区分
法人税

平成・令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
課税事業年度分の地方法人税 申告書
令和 年 月 日 (中間申告の場合)
申告書 申告書
税率士法第30条の書面提出有 ( )
税率士法第33条の2の書面提出有 ( )

Table with 4 columns: Description, Amount (Ten-thousands, Hundred-thousands, Thousands, Yen), and Tax/Amount. Rows include income, taxes, deductions, and final tax amounts.

税 理 士
署 名 押 印

事業年度等	.	.	法人名
-------	---	---	-----

法人税額の計算							
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)		50	000	(50)の15%又は19%相当額	53		
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$		51	000	(51)の22%相当額	54		
その他の所得金額 (1)-(50)-(51)		52	000	(52)の19%又は23.2%相当額	55		
地方法人税額の計算							
所得の金額に対する法人税額 (33)		56	000	(56)の4.4%又は10.3%相当額	58		
課税留保金額に対する法人税額 (34)		57	000	(57)の4.4%又は10.3%相当額	59		
この申告が修正申告である場合の計算							
法人 申告 前 の 計 算	こ の 申 告 前 の 計 算	所得金額又は欠損金額	60				
		課税土地譲渡利益金額	61				
		課税留保金額	62				
		法人税額	63				
		還付金額	64	外			
		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (16)-(63)若しくは(16)+(64) 又は(64)-(28)	65	外	00		
この申告前	の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66				
		翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67				
地 方 法 人 申 告 前 の 計 算	こ の 申 告 前 の 計 算	所得の金額に対する法人税額			68		
		課税留保金額に対する法人税額			69		
		課税標準法人税額 (68)+(69)			70	000	
		確定地方法人税額			71		
		中間還付額			72		
		欠損金の繰戻しによる還付金額			73		
この申告前	の	この申告により納付すべき地方法人税額 (44)-(71)若しくは(44)+(72)+(73) 又は((72)-(45))+((73)-(45の外書)))			74	00	